

横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金等交付要領

制 定 平成18年8月17日 まち建企 第418号
最近改正 令和8年6月1日 建建防 第499号

第1章 総則

(通則)

第1条 この要領は、横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度要綱（平成18年8月17日まち建企第418号。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、アスベスト除去等の事業に要する経費を補助すること及び含有調査を行うことについての必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び法施行令（昭和25年政令第338号）の例によるほか、要綱に定めるところによる。

第2章 アスベスト除去等

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、アスベスト除去等に要する費用に3分の2を乗じ、1,000円未満を切り捨てて得た額の範囲内で、かつ、300万円を限度とする。

2 前項の補助金の額を算出する場合の各事業に要する費用は次の各号の費用を除いた額とする。

- (1) 消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）
- (2) 国、地方公共団体その他の公共団体（独立行政法人、地方住宅供給公社等）が所有する部分がある場合には、それらの者が負担する費用

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受け、アスベスト除去等を行おうとする所有者等（以下この章において「申請者」という。）は、当該アスベスト除去等に係る契約前に補助金交付申請書（除去等）（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、申請にあたり施工者を決定するときは、3者（事業費が1件100万円以上になると見込まれるときは、市内業者に限る。）以上による入札又は見積書の徴収を行い、当該入札の結果がわかる書類又は当該見積書の写しを添付しなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

3 申請者は、第6条第1項に規定する補助金の交付決定を受ける前に、補助対象工事の実施に係る施工者と契約を締結し事業（関係法令等の届出含む）に着手してはならない。なお、契約の締結は前項で添付した入札又は見積書の内、最低の価格をもって提出した者を行う。

（申請単位）

第5条 交付申請は、原則として法第2条第1項第1号に規定する建築物単位とする。

（交付決定及び通知）

第6条 市長は、第4条による補助金の交付申請を受理した場合においては、補助金交付申請書及び関係書類を審査し、当該申請が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果により、当該申請が適当と認められないときは、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の補助金の交付決定にあたり、補助金の交付の目的を達成するため、必要な限度において条件を付することができる。

4 申請者は、第1項の補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。この場合、申請者は、補助金交付申請取下げ申請書（第4号様式）を提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなし、補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第7条 申請者は、事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（第6号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、交付決定された事業目的を変更しない範囲の事業内容の変更で、軽微なものであると市長が認めたもので、かつ変更後の補助金の額が当初の交付決定額を超えないものである場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、その申請が適当であると認めるときは、補助金交付変更決定通知書（第7号様式）により申請者に対して通知するものとする。

（事業内容の軽微な変更）

第8条 申請者は、前条第1項ただし書の内容に該当する軽微な変更をするときは、速やかに事業内容変更報告書（第8号様式）に変更内容が確認できる書類及び第4条の交付申請の際に提出した書類のうち、変更となった書類を添付し、市長に報告し、指示を受けなければならない。ただし、補助事業完了期日の変更で当初完了期日から30日を超えない場合は、事業内容変更報告書の提出を要しない。

(事業の中止又は廃止)

第9条 申請者は、補助金交付決定後において、やむを得ない事情により事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに交付決定事業中止(又は廃止)承認申請書(第9号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、その申請が適当であると認めるときは、補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業遂行状況報告等)

第10条 申請者は、第6条第1項の交付決定を受けた後、速やかに契約を締結し事業に着手するものとし、事業着手後速やかに着手届(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出にあたっては次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) アスベスト除去等の工事にかかる契約書の写し
- (2) 工程表
- (3) アスベスト除去等の作業を開始する前に行った関係法令等の届出書の写し
- (4) 建築物石綿含有建材調査者等が事業の計画の策定等を行っていることを証するもの(施工計画書の抜粋等)

(検査及び遂行の指示)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し必要な指示を行い、報告を求め、又は補助金に係る書類を検査することができる。

2 市長は、アスベスト除去等の作業が完了したときは、現地において検査を行うものとする。

3 市長は、申請者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めるときは、申請者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示するものとする。

4 市長は、申請者が前項の規定による指示に従わないときは、申請者に対し、事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

(完了実績報告)

第12条 申請者は、事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、事業の完了後30日以内又は当該年度の最終開庁日のいずれか早い日までに、完了実績報告書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の提出にあたっては、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) アスベスト除去等の作業が完了した後に行った関係法令等に基づく報告書又は届出書の写し

- (2) アスベスト除去等の作業状況がわかる施工写真
- (3) アスベスト廃材の処分に関する法令等の届出の写し及び適切に処理したことを証する書類の写し。
- (4) アスベスト除去等に要した費用に係る施工者からの領収書等の写し。ただし、支払いが終了していないものは、請求書の写しを提出し、第14条に定める補助金交付請求書（第13号様式）の提出後60日以内に領収書等を提出するものとする。
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額確定）

第13条 市長は、前条の規定により完了実績報告書（第11号様式）を受理した場合においては、当該報告書の内容の審査及び現地検査等により、その報告に係る事業の成果が適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第12号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 申請者は、前条の補助金額確定通知書により補助金の額が確定したときは、補助金交付請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第15条 市長は、第12条の規定により完了実績報告書の提出を受けた場合において、当該事業の成果が適当でないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して求めることができる。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助金の交付決定をした後において、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、この規定は、補助金の額確定後においても適用する。

- (1) 申請者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 申請者が、補助金を他の用途に使用したとき
- (3) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は関係法令等に違反したとき

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、申請者等に対し、速やかに補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により、その旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（第14号様式）により、期限

を定めてその返還を申請者に命ずるものとする。

- 2 市長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて確定額を超える部分の補助金の返還を、前項の命令書により申請者に命ずるものとする。

(関係書類・帳簿等の整理保管)

第18条 申請者は、補助対象事業に係る収入、支出に関する帳簿・証拠書類・その他事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、補助事業完了後、10年間整理保管しなければならない。

第3章 アスベスト含有調査

(調査依頼申請)

第19条 アスベスト含有調査を受けようとする所有者等（以下この章において「申請者」という。）は、調査依頼申請書（第15号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(申請単位等)

第20条 前条の申請は、原則として法第2条第1項第1号に規定する建築物単位とする。

- 2 1申請あたりの調査箇所は原則として1箇所とし、2箇所を限度とする。

(調査実施決定通知)

第21条 市長は第19条の申請を受理した場合においては、調査依頼申請書及び関係書類を審査し、当該申請が適当と認めたときは、速やかに調査実施を決定し、調査実施決定通知書（第16号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は前項の規定により調査実施の決定を通知する場合において、必要があるときは、当該調査の実施について条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第22条 申請者は、事業の内容を変更するときは、調査実施変更申請書（第17号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(調査実施決定の変更通知)

第23条 市長は、前条の申請があった場合において、必要と認めるときは、調査実施決定の内容又はこれに付した条件を変更し、その旨を調査実施決定変更通知書（第18号様式）により申請者に通知するものとする。

(事業の中止)

第24条 申請者は、調査実施の決定後において、やむを得ない事情によりアスベスト含有調査を取りやめるときは、事業中止（又は廃止）承認申請書（第19号様式）により速やかに市長にその旨を通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、調査実施決定取消通知書（第20号様式）により、その旨を通知するものとする。

(調査実施決定の取消し)

第25条 市長は、調査実施の決定をした後において、次の各号の一に該当すると認めるときは、調査実施の決定を取り消すことができる。

(1) 申請者が、偽りその他不正の手段により調査実施の決定を受けたと市長が認めるとき

(2) 申請者が、調査実施の決定の内容、これに付した条件、関係法令等に違反したと市長が認めるとき

2 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、申請者に対し、速やかに調査実施決定取消通知書（第20号様式）により、その旨を通知するものとする。

(含有調査結果の報告)

第26条 調査者は、アスベスト含有調査の結果を、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、調査者から提出された報告書の内容を確認し、申請者に対して調査結果通知書（第21号様式）により通知するものとする。

3 市長は調査結果においてアスベストが含有していた場合、申請者に対して対策について指導・助言することができる。

(調査費用の負担)

第27条 市長は、第25条の規定により調査実施の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る調査に着手しているときは、期限を定めて、その調査にかかる費用の負担を調査費用負担命令書（第22号様式）により申請者に対して命じることができる。

(延滞金)

第28条 申請者は、前条の規定により調査費用の負担を求められ、これを納期日までに納付しなかった場合は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(延滞金の計算)

第29条 前条の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委託)

第30条 市長は、本事業の一部を委託することができる。

第4章 雑則

(実施の細目)

第31条 市長は、補助金の交付又は含有調査の実施に関し、この要領に定めるもののほか、要綱、関連法令及びその他関連通達等に定めるところにより行うものとし、その他この要領の施行に関し必要な細目は、建築局長が別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成18年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

別記様式

書 類	様 式	条 項
補助金交付申請書	第1号様式	第4条第1項
補助金交付決定通知書	第2号様式	第6条第1項
補助金不交付決定通知書	第3号様式	第6条第2項
補助金交付申請取下げ申請書	第4号様式	第6条第4項
補助金交付決定取消通知書	第5号様式	第6条第5項
補助金交付変更申請書	第6号様式	第7条第1項
補助金交付変更決定通知書	第7号様式	第7条第2項
事業内容変更報告書	第8号様式	第8条
交付決定事業中止（又は廃止）承認申請書	第9号様式	第9条第1項
着手届	第10号様式	第10条第1項
完了実績報告書	第11号様式	第12条第1項
補助金額確定通知書	第12号様式	第13条
補助金交付請求書	第13号様式	第14条
補助金返還命令書	第14号様式	第17条
調査依頼申請書	第15号様式	第19条
調査実施決定通知書	第16号様式	第21条第1項
調査実施変更申請書	第17号様式	第22条
調査実施決定変更通知書	第18号様式	第23条
事業中止（又は廃止）承認申請書	第19号様式	第24条第1項
調査実施決定取消通知書	第20号様式	第24条第2項
調査結果通知書	第21号様式	第26条第2項
調査費用負担命令書	第22号様式	第27条

年 月 日

横 浜 市 長

申請者 住 所
氏 名
(担当者)
連絡先

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業
補 助 金 交 付 申 請 書 (除 去 等)

年度横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業(除去等)について補助金の交付を受けたいので、横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度要綱（以下「要綱」という。）及び横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金等交付要領（以下「要領」という。）に基づき関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）、要綱及び要領が適用されることに同意します。

- 1 建築物の名称
- 2 補助事業の内容（該当に○をつける）

	除 去		封じ込め
--	-----	--	------

- 3 補助事業の完了予定期日
年 月 日
- 4 交付申請額
円
- 5 交付申請額の算出方法及び経費の配分（別紙1のとおり）
- 6 補助対象建築物の概要等（別紙2のとおり）
- 7 契約締結予定者

別紙 1

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

(単位：円)

項 目	事業費 (注2)	A	B	交付申請額 (B又は Cの低い額) C=3,000,000 (補助限度額)
		補助対象 事業費 (注3)	A×補助率 (2/3) (注4)	
アスベスト 除去等 (注1)				
	除去			
	封じ込め			
総 計	今回交付申請額			
	既交付決定額			
	変更増△減額			

(注1) 該当に○をつけてください。

(注2) 事業費欄は、実際に要する事業費(消費税含む)を記載し、根拠となる見積書、積算書等を添付してください。

(注3) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費及び消費税を除いた額としてください。

(注4) Bは1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額としてください。

1 対象建築物の概要等

建築物名称			
所在地	横浜市 区		
建築物用途			
構造	S・SRC・RC	階数	地上階 地下階
建築面積	m ²	延床面積	m ²
確認年月日		確認番号	
検査済証有無	有・無	検査済証交付日	
吹付けアスベスト等施工場所及び概算面積 (注1)	施工場所		概算面積
			m ²
			m ²
	合計面積		m ²
うち申請部分			m ²

(注1) 部屋名、壁・天井等の場所、吹付けアスベスト等の概算面積を記入すること

2 添付資料

- (1) 建築物の案内図
- (2) 確認通知書(確認済証)及び検査済証の写し等
- (3) 平面図等(吹付けアスベスト等施工場所を赤色で表示)
- (4) 現況写真(建物外観 及び 吹付けアスベスト施工場所)
- (5) 分析調査報告書等、対象吹付け建材が吹付けアスベスト等(吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール)であることを証するもの
- (6) 建物の所有権を証するもの
- (7) 申請者以外の当該建築物の所有権を有するすべての者が当該事業に申請することに同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会若しくは理事会の議決書の写し及び管理規約の写し
- (8) 3者以上による入札の結果がわかる書類又は見積書の写し(事業費が1件100万円以上になると見込まれるときは、市内業者に限る。)
- (9) 市内業者であることを証する書類(本市有資格者名簿、法人番号印刷書類又は法人登記簿等の写し)
- (10) 事業の計画の策定等を行う者が建築物石綿含有建材調査者等であることが判断できるもの
- (11) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）
補助金交付決定通知書

年 月 日に交付申請のありました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）補助金について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 補助金交付決定額 円

- 2 交付決定の内容
 - (1) 建築物の名称
 - (2) 建築物の所在地
 - (3) 事業内容
 - (4) この事業の対象となる建築物の概要は交付申請書記載のとおりとします。

- 3 事業の完了期日 年 月 日

- 4 交付条件
別紙に定めるとおりとします。

(別紙)

(承認事項)

第1 この事業の申請者(以下「乙」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金等交付要領(以下「要領」という。)第7条及び第9条に基づき、あらかじめ市長(以下「甲」という。)の承認を受けてください。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、交付決定された事業目的を変更しない範囲の事業内容の変更で、軽微なものであると市長が認めたもので、かつ変更後の補助金の額が当初の交付決定額を超えないものである場合を除く。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事業内容の軽微な変更)

第2 乙は、第1(1)ただし書の内容に該当する軽微な変更をするときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けてください。

(検査及び遂行命令等)

第3 甲は、アスベスト除去や封じ込めの作業が完了したときは、現地において乙の立ち会いのもと検査を行います。

- 2 甲は、乙が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めたときは、乙に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを求めることができます。
- 3 甲は、乙が前項の求めに反したときは、乙に対し、事業の遂行の一時停止を求めることができます。

(完了実績報告)

第4 乙は、事業が完了したときは、事業の完了後30日以内又は当該年度の最終開庁日のいずれか早い日までに、甲に対し完了実績報告書を提出してください。

(補助金の額の確定等)

第5 甲は、第4の規定による完了実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地において乙の立ち会いのもと現地検査を行い、事業の成果が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、乙に通知します。

(補助金の請求)

第6 乙は、第5の通知により補助金の額が確定したときは、甲に補助金の請求を行うものとします。

(是正のための措置)

第7 甲は、第3の規定による検査、第5の規定による審査等の結果、当該事業の成果が適当でないと認めるときは、期日を指定してこれに適合させるための措置をとるべきことを乙に対し、求めることがあります。

(交付決定の取消し)

第8 甲は、補助金の交付決定をした後において、次の各号の一に該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 乙が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 乙が、補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 乙が、その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は関係法令等に反したとき。
- (4) 乙が、天災地変その他の交付決定後生じた事情変更により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。ただし、既に経過した期間に係わる部分につ

いては、この限りではない。

- 2 前項の規定は、甲が乙に対し第5の規定に基づく通知をした後においても適用します。

(補助金の返還)

第9 乙は、第8の規定により交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付されているときは、甲の発行する納付書によりその指定する期日までに、その指定する場所において取り消された補助金を返還してください。

- 2 前項の規定は、第5の規定により甲が乙に交付すべき補助金の額を確定した場合において、乙が既にその額を超える補助金を交付されている場合においても適用します。

(関係書類・帳簿等の整理保管)

第10 乙は、補助対象事業に係わる収入、支出に関する帳簿・証拠書類・その他事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、補助事業完了後、10年間整理保管してください。

(その他)

第11 乙は、その他横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）、横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度要綱及び横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要領に定める事項について遵守してください。

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）
補助金不交付決定通知書

年 月 日に交付申請のありました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）補助金について、次のとおり不交付が決定したので通知します。

- 1 不交付決定の内容
 - （1）建築物の名称
 - （2）建築物の所在地
- 2 不交付決定の理由

年 月 日

横 浜 市 長

申請者 住 所
氏 名

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）
補助金交付申請取下げ申請書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知を受けました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）について、次のとおり、交付申請の取下げを申請します。

- 1 建築物の名称
- 2 補助金交付決定額
円
- 3 補助金交付申請取下げ理由（具体的かつ詳細に記載すること。）
- 4 添付書類
補助金交付決定通知書の写し

（備考）

1 交付決定を受けた日から起算して15日を経過した日まで、又は当該年度の最終開庁日のいずれか早い日までにその交付申請の取下げの申請を行う場合に用いる。

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業(除去等)
補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を通知した横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業(除去等)について、当該交付決定の全部(一部)を取り消します。

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 補助金交付決定額 円

4 補助金交付決定取消額 円

5 取消理由

年 月 日

横 浜 市 長

申請者 住 所
氏 名

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）
補助金交付変更申請書

年 月 日 付け第 号で補助金の交付決定通知を受けました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）補助金について、変更交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、申請にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）、横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度要綱及び横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金等交付要領が適用されることに同意します。

- 1 建築物の名称
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 補助金交付変更額（変更のない場合は記入を省略）

交付変更申請額	円
交付決定額	円
差引増△減額	円

（添付書類）

- 1 補助金交付申請書に添付した書類のうち変更になったもの
- 2 変更内容が確認できる書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

様

横 浜 市 長

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）
補助金交付変更決定通知書

年 月 日 付け第 号で補助金の交付決定通知をしました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）について、次のとおり当該決定の内容を変更しましたので通知します。

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 変更交付決定額

変更交付決定額	円
交付決定額	円
差引増△減額	円

4 交付決定の変更内容

この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日の補助金交付変更申請書に記載された横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業とします。

5 交付条件

別紙に定めるとおりとします。

(別紙)

(承認事項)

第1 この事業の申請者(以下「乙」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金等交付要領(以下「要領」という。)第7条及び第9条に基づき、あらかじめ市長(以下「甲」という。)の承認を受けてください。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、交付決定された事業目的を変更しない範囲の事業内容の変更で、軽微なものであると市長が認めたもので、かつ変更後の補助金の額が当初の交付決定額を超えないものである場合を除く。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事業内容の軽微な変更)

第2 乙は、第1(1)ただし書の内容に該当する軽微な変更をするときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けてください。

(検査及び遂行命令等)

第3 甲は、アスベスト除去や封じ込めの作業が完了したときは、現地において乙の立ち会いのもと検査を行います。

- 2 甲は、乙が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めたときは、乙に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを求めることができます。
- 3 甲は、乙が前項の求めに反したときは、乙に対し、事業の遂行の一時停止を求めることができます。

(完了実績報告)

第4 乙は、事業が完了したときは、事業の完了後30日以内又は当該年度の最終開庁日のいずれか早い日までに、甲に対し完了実績報告書を提出してください。

(補助金の額の確定等)

第5 甲は、第4の規定による完了実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地において乙の立ち会いのもと現地検査を行い、事業の成果が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、乙に通知します。

(補助金の請求)

第6 乙は、第5の通知により補助金の額が確定したときは、甲に補助金の請求を行うものとします。

(是正のための措置)

第7 甲は、第3の規定による検査、第5の規定による審査等の結果、当該事業の成果が適当でないと認めるときは、期日を指定してこれに適合させるための措置をとるべきことを乙に対し、求めることがあります。

(交付決定の取消し)

第8 甲は、補助金の交付決定をした後において、次の各号の一に該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 乙が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 乙が、補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 乙が、その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は関係法令等に反したとき。
- (4) 乙が、天災地変その他の交付決定後生じた事情変更により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。ただし、既に経過した期間に係わる部分につ

いては、この限りではない。

2 前項の規定は、甲が乙に対し第5の規定に基づく通知をした後においても適用します。

(補助金の返還)

第9 乙は、第8の規定により交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付されているときは、甲の発行する納付書によりその指定する期日までに、その指定する場所において取り消された補助金を返還してください。

2 前項の規定は、第5の規定により甲が乙に交付すべき補助金の額を確定した場合において、乙が既にその額を超える補助金を交付されている場合においても適用します。

(関係書類・帳簿等の整理保管)

第10 乙は、補助対象事業に係わる収入、支出に関する帳簿・証拠書類・その他事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、補助事業完了後、10年間整理保管してください。

(その他)

第11 乙は、その他横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）、横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度要綱及び横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要領に定める事項について遵守してください。

年 月 日

横 浜 市 長

申請者 住 所
氏 名

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）
事業内容変更報告書

年 月 日 付け第 号で補助金の交付決定通知を受けました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）について、事業等の内容が変更される旨、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 建築物の名称
- 2 変更内容
- 3 変更理由

（添付書類）

- 1 補助金交付申請書に添付した書類のうち変更になったもの
- 2 変更内容が確認できる書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

横 浜 市 長

申請者 住 所
氏 名

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）
交付決定事業中止（又は廃止）承認申請書

年 月 日 付け第 号で補助金の交付決定通知を受けました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）について、次により当該事業の〔注〕部を中止（又は廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 建築物の名称

- 2 中止（又は廃止）を必要とする理由

- 3 中止（又は廃止）に係る事業の内容及び金額（別表）
 - (1) 廃止申請額 円
 - (2) 交付決定額 円
 - (3) 差引額 円

- 4 工 程 表

- 5 添付書類
 - (1) 交付決定通知書の写し

（注）〔 〕内には、全部又は一部の別を記載してください。

横 浜 市 長

申請者 住 所
氏 名

年度横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）
着 手 届

建 築 物 の 名 称	
契 約 年 月 日 着 手 年 月 日 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日 年 月 日 年 月 日
補助金交付決定通知 番 号 ・ 年 月 日	年 月 日 第 号
施工者の所在・名称等 現場責任者氏名・資格	
備 考	

添付書類

- ・アスベスト除去等の工事にかかる契約書の写し
- ・工程表
- ・アスベスト除去等の作業を開始する前に行った関係法令等に基づく届出書の写し
- ・建築物石綿含有建材調査者等が事業の計画の策定等を行っていることを証するもの（施工計画書の抜粋等）

年 月 日

横 浜 市 長

申請者 住 所
氏 名

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）
完了実績報告書

年 月 日 付け第 号で補助金の交付決定通知を受けました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）が完了したので、横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策補助金等交付要領第12条第1項の規定により、関係書類を添え、次のとおり報告します。

1 建築物の名称

2 補助金の交付決定額及び精算額

補助金の交付決定額	円
補助金の精算額	円

3 補助事業の実施期間

自	年	月	日
至	年	月	日

4 補助事業の精算内容

	事業費 (注1)	A	B	補助金額 (B又は Cの低い額) C=3,000,000 (補助限度額)
		補助対象 事業費 (注2)	A×補助率 (2/3) (注3)	
計画 (交付決定内容)				
完了 (精算内容)				

(注1) 事業費欄は、実際に要する事業費(消費税含む)を記載し、根拠となる見積書等を添付してください(補助金交付申請時から事業の内容に変更がない場合は添付不要)。

(注2) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費及び消費税を除いた額としてください。

(注3) Bは1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額としてください。

5 添付書類

(1) 支払内訳書 (別紙)

(2) 次の資料を提出すること

ア アスベスト除去等の作業が完了した後に行った関係法令等に基づく報告書又は届出書の写し

イ アスベスト廃材の処分に関する法令等に基づき適切に処理したことを証する書類の写し(産業廃棄物管理票(マニフェスト))

ウ アスベスト除去等の作業状況がわかる施工写真

エ アスベスト除去等に要した費用に係る施工者からの領収書等の写し。ただし、支払いが終了していないものは、請求書の写しを提出し、補助金交付請求書(第13号様式)の提出後60日以内に領収書等を提出するものとする。

(3) その他市長が必要と認めるもの

別紙

(1) 支 払 内 訳 書

区 分		契 約			請負業 者等名	支 払		摘 要
		種別 (注2)	年月日	金 額		年月日	金 額	
ア ス ベ ス ト 工 事 費	除 去							
	封じ込め							
合 計								

(注1) 契約ごと（契約の形式をとらないものも含める）に記入してください。

(注2) 種別の欄には契約の内容を記入してください。

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）
補助金額確定通知書

年 月 日に完了実績報告のありました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）の補助金について、横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金等交付要領第13条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 補助金額の確定

確定補助金額

円

交付決定額

円

年 月 日

横 浜 市 長

申請者 住 所
氏 名
(担当者)
連絡先

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業(除去等)
補 助 金 交 付 請 求 書

横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要領第14条の規定に基づき、次のとおり請求します。

補助金額確定 通知書番号	年 月 日 第 号
建築物の名称	

補助金請求額	¥	
振込先金融機関	金融機関名	銀行 支店
	口座番号	普通・当座
	フリガナ	
	口座名義人	

※完了実績報告書（第11号様式）提出時に、アスベスト除去等処理工事に要した経費に係る施工者からの領収書その他の書類の写しを提出していない場合は、この補助金交付請求書（第13号様式）の提出後60日以内に領収書等を提出してください。

(口座名義人が申請者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。)

上記口座に補助金をお振り込みください。

申請者 住所

氏名

印

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）
補助金返還命令書

年 月 日 付け第 号で補助金額の確定を通知しました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（除去等）の補助金については、横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金等交付要領第17条の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 返還金額

円

4 返還期限

年 月 日

年 月 日

横 浜 市 長

申請者 住 所
氏 名
(担当者)
連絡先

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（含有調査）
調 査 依 頼 申 請 書

横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（含有調査）について調査を受けたいので、横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金等交付要領（以下「要領」という。）第19条の規定に基づき関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請にあたっては、横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度要綱及び要領が適用されることに同意します。

1 建築物の名称

2 対象建築物の概要等（別紙のとおり）

3 調査の希望日（※）

年 月 日 午前・午後

年 月 日 午前・午後

年 月 日 午前・午後

※申請の日から3週間より後の日付としてください。

別紙

1 対象建築物の概要等

建築物名称			
所在地	横浜市 区		
建築物用途			
構造	S・SRC・RC	階数	地上階 地下階
確認年月日		確認番号	
吹付けアスベスト等 が施工されているお それのある場所 (注1)	階 (室名) 柱・梁・壁・天井・その他 ()		
うち申請部分	階 (室名) 柱・梁・壁・天井・その他 ()		
建築物の所有形態 (注2)	単独所有 ・ 共有 ・ 区分所有		
アスベスト含有調査 実施に関する決議 (注3)	決議日	年 月 日	理事会決議・総会決議

(注1)：部屋名、壁・天井等の場所を記入すること。

(注2)：建築物の所有形態の別を記入してください。共有または区分所有の建築物の場合、当該建築物の所有権を有するすべての者の同意が必要です。

(注3)：管理組合のある区分所有の建物は、管理組合による申請が必要です。また、管理組合が申請する場合、申請の前に、理事会又は総会での決議が必要です。

2 添付図書

- (1) 建築物の案内図
- (2) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある場所を表示した平面図等
- (3) 現況写真（建物外観及び吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある場所）
- (4) 申請者以外の当該建築物の所有権を有するすべての者が当該事業に申請することに同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会若しくは理事会の議決書の写し及び管理規約の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業(含有調査)
調査実施決定通知書

年 月 日に調査依頼申請のありました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（含有調査）について、次のとおり決定したので通知します。

1 調査実施決定の内容

(1) 建築物の名称

(2) 建築物の所在地 横浜市 区

(3) 対象事業

この事業の対象となる建築物の概要は調査依頼申請書記載のとおりとします。

(4) 調査箇所及び箇所数

(5) 現地調査予定年月日

年 月 日

現地調査日時については変更する場合があります。

(6) 調査者の名称等

2 調査実施条件

別紙に定めるとおりとします。

(別紙)

(承認事項)

第1 この事業の申請者(以下「乙」という。)は、対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長(以下「甲」という。)の承認を受けてください。

(遂行命令等)

第2 甲は、乙が調査実施の決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めるときは、乙に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを求めることができます。

2 甲は、乙が前項の求めに反したときは、乙に対し、事業の遂行の一時停止を求めることができます。

(調査実施決定の取消し)

第3 甲は、乙が調査実施の決定をした後において、次の各号の一に該当すると認めるときは、調査実施決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

(1) 乙が、偽りその他不正の手段により調査実施の決定を受けたとき。

(2) 乙が調査実施の決定の内容及びこれに付した条件又は関係法令等に反したとき。

(3) 乙が、天災地変その他の調査実施決定後生じた事情変更により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(調査費用の納付)

第4 乙は、第3の規定により調査実施決定を取り消された場合において、当該事業が既に着手されているときは、甲の発行する納付書によりその指定する期日までに、その指定する場所において調査費用の納付を求めることがあります。

(延滞金)

第5 乙が調査費用の負担を求められた場合において、甲の指定した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を、甲の発行する納付書により、その指定する場所において納付してください。

(延滞金の計算)

第6 甲が第5の規定により延滞金の納付を求めた場合において、乙が返還を求められた調査費用の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとします。

(その他)

第7 乙は、その他横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度要綱及び横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要領に定める事項について遵守してください。

年 月 日

横 浜 市 長

申請者 住 所
氏 名

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（含有調査）
調査実施変更申請書

年 月 日 付け第 号で調査実施決定通知を受けました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（含有調査）について、内容を変更したいので、次のとおり申請します。

なお、申請にあたっては、横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度要綱及び横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金等交付要領が適用されることに同意します。

1 建築物の名称

2 変更を必要とする理由

3 変更内容

（添付書類）

- 1 変更内容が確認できる書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（含有調査）
調査実施決定変更通知書

年 月 日 付け第 号で調査実施決定を通知しました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（含有調査）について、次のとおり当該決定の内容を変更しましたので通知します。

1 変更後の調査実施決定の内容

（1）建築物の名称

（2）建築物の所在地 横浜市 区

（3）対象事業

この事業の対象となる建築物の概要は調査実施変更申請書記載のとおりとします。

（4）調査箇所及び箇所数

（5）現地調査予定年月日

年 月 日

現地調査日時については変更する場合があります。

（6）調査者の名称等

2 調査実施条件

別紙に定めるとおりとします。

(別紙)

(承認事項)

第1 この事業の申請者(以下「乙」という。)は、対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長(以下「甲」という。)の承認を受けてください。

(遂行命令等)

第2 甲は、乙が調査実施の決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めるときは、乙に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを求めることができます。

2 甲は、乙が前項の求めに反したときは、乙に対し、事業の遂行の一時停止を求めることができます。

(調査実施決定の取消し)

第3 甲は、乙が調査実施の決定をした後において、次の各号の一に該当すると認めるときは、調査実施決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

(1) 乙が、偽りその他不正の手段により調査実施の決定を受けたとき。

(2) 乙が調査実施の決定の内容及びこれに付した条件又は関係法令等に反したとき。

(3) 乙が、天災地変その他の調査実施決定後生じた事情変更により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(調査費用の納付)

第4 乙は、第3の規定により調査実施決定を取り消された場合において、当該事業が既に着手されているときは、甲の発行する納付書によりその指定する期日までに、その指定する場所において調査費用の納付を求めることがあります。

(延滞金)

第5 乙が調査費用の負担を求められた場合において、甲の指定した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を、甲の発行する納付書により、その指定する場所において納付してください。

(延滞金の計算)

第6 甲が第5の規定により延滞金の納付を求めた場合において、乙が返還を求められた調査費用の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとします。

(その他)

第7 乙は、その他横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度要綱及び横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要領に定める事項について遵守してください。

年 月 日

横 浜 市 長

申請者 住 所
氏 名

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（含有調査）
事業中止（又は廃止）承認申請書

年 月 日 付け第 号で調査実施決定通知を受けました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（含有調査）について、次により当該事業の〔（注）〕部を中止（又は廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 建築物の名称
- 2 中止（又は廃止）を必要とする理由
- 3 中止（又は廃止）に係る建築物の所在地
- 4 添付書類
調査実施決定通知書の写し

（注）〔 〕内には、全部又は一部の別を記載してください

第 号
年 月 日

様

横浜市長 印

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業(含有調査)
調査実施決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で調査実施決定を通知した横浜市民間建築物
吹付けアスベスト対策事業(含有調査)について、当該決定の全部(一部)を取り消します。

1 建築物の名称

2 取消理由

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（含有調査）
調査結果通知書

年 月 日 付け第 号で調査実施決定を通知しました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（含有調査）の調査結果について通知します。

- 1 建築物の名称
- 2 調査結果

（添付書類）

- 1 石綿分析結果報告書
- 2 調査箇所位置図
- 3 調査箇所の状況写真

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

年度 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（含有調査）
調査費用負担命令書

年 月 日 付け第 号で調査実施決定を通知しました横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業（含有調査）の調査費用については、横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金等交付要領第27条の規定により、次のとおり負担を命じます。

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 返還金額

円

4 返還期限

年 月 日